

第二期長野市障害福祉計画の概要

保健福祉部障害福祉課

第1編 総論

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨(…本編2ページ)

障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりを目指し、必要な[※]障害福祉サービス及び[※]地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるように、障害者自立支援法第 88 条に基づき市町村毎に策定が義務付けられた計画

2 障害者自立支援法の概要(…本編2ページ)

障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう、利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編しました。

サービス体系の再編に当たっては、利用者の生活を「日中活動の場」と「居住の場(夜間)」とに分けて、それぞれ独立したサービスを整備しました。例えば入所施設も、施設での 24 時間連続した生活ではなく、地域と交わる暮らしへと変わって行きます。

また、新サービス体系への移行は、平成 23 年度末までに行うことになっています。

3 障害者自立支援法の見直し(…本編3ページ)

障害者自立支援法の附則では、施行後3年を目途として法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされており、「社会保障審議会障害者部会」において施策全般にわたり検討が行われ、部会報告が取りまとめられました。

この部会報告を受けて、障害者自立支援法の見直し等が行われた場合、それに伴い、策定された障害福祉計画を変更する場合があります。

第2章 計画の概要

1 基本理念(…本編8ページ)

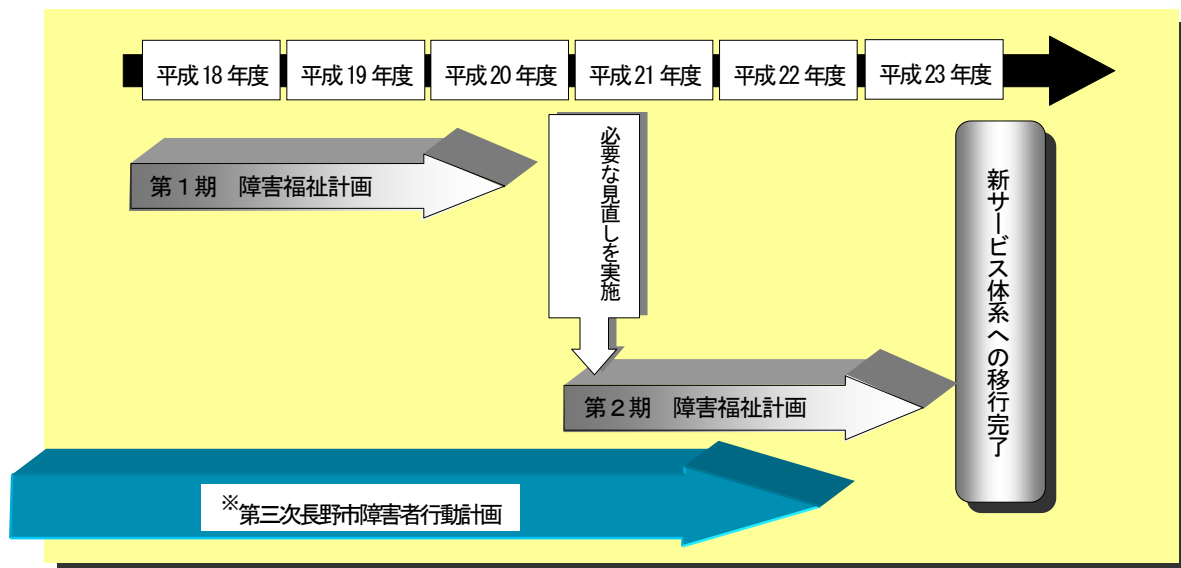
- (1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- (2) 実施主体の市町村への統一と3障害に係る制度の一元化
- (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備に配慮した計画

[※] 障害福祉サービス：全国一律に同じく提供されるサービス

[※] 地域生活支援事業：国の要綱に基づき市町村・県が柔軟に行う事業

2 計画の期間(…本編10ページ)

障害福祉計画は、平成18年度から平成23年度までを計画期間としていますが、障害者自立支援法に基づく新体系での事業が平成18年10月から全面施行されたことから、平成18年10月から平成20年度までの2年6か月間を第一期の計画期間とし、平成20年度に必要な見直しを行い、平成21年度から平成23年度までを第二期の計画期間とし改定します。



3 平成23年度の目標値の設定(…本編10ページ)

障害者等の「地域生活移行」や「就労支援」といった新たな課題に関し、平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について目標値を設定します。

- 障害者の入所施設に入所している者のうち、地域生活に移行する者の数値目標
- 退院可能精神障害者数の減少目標値
- 障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数値目標

項目	平成23年度の目標値	備考
施設入所者の地域生活への移行	84人	第1期計画策定時の入所者数の18%以上
退院可能精神障害者の地域生活への移行	37人	長野県全体230人に対し、長野市精神障害者の比率により算出
福祉施設から一般就労への移行	43人	就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する割合を第1期計画策定時の4倍

※第三次長野市障害者行動計画[計画期間：平成13年～平成22年度]

第四次長野市総合計画の個別計画です。障害福祉計画は、第三次長野市障害者行動計画の実施計画であり、生活支援に関する事項についてのサービス見込量および方策を策定するものです。

第1章 障害福祉サービスの充実のために

平成23年度までの障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要な見込量を、第一期計画期間中の実績を踏まえ、次のとおりとします。

各年度の障害福祉サービスの見込量		(…本編13ページ)		
		(月間)		
サービス内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
居宅介護（ホームヘルプ） 〔自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅の生活全般にわたる介護サービスを行います。〕	10,226時間 (374人)	11,772時間 (414人)	13,593時間 (459人)	
重度訪問介護 〔重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。〕				
行動援護 〔知的障害又は精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。〕				
重度障害者等包括支援 〔常に介護を必要とする人のなかで介護の必要生がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。〕				
生活介護 〔常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。〕	延3,289人 (203人)	延5,881人 (363人)	延8,570人 (529人)	
自立訓練（機能訓練） 〔自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。〕	延493人 (34人)	延669人 (44人)	延669人 (44人)	
自立訓練（生活訓練） 〔自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。〕	延1,122人 (92人)	延1,244人 (102人)	延1,732人 (142人)	
就労移行支援 〔就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。〕	延2,463人 (188人)	延2,594人 (198人)	延3,170人 (242人)	

※時間：1ヶ月間に必要とされるサービス提供時間
 ※（ ）内は、1ヶ月間の利用者数

(月間)

サービス内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労継続支援 A型 〔雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。〕	延1,280人 (67人)	延1,471人 (77人)	延1,662人 (87人)
就労継続支援 B型 〔一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。〕	延4,692人 (255人)	延5,538人 (301人)	延8,777人 (477人)
療養介護 〔病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行います。〕	9人	10人	11人
児童デイサービス 〔障害児に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。〕	延691人 (72人)	延691人 (72人)	延691人 (72人)
短期入所 (ショートステイ) 〔自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。〕	延656人 (115人)	延684人 (120人)	延713人 (125人)
共同生活援助 (グループホーム) 〔日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の支援を行います。〕	367人	426人	628人
共同生活援助 (ケアホーム) 〔日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者又は精神障害者に対し、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います(基本的に18歳以上の人を対象としています)。〕			
施設入所支援 〔介護が必要な人や通所が困難な人で、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。〕	140人	210人	380人
サービス利用計画作成対象者	29人	29人	29人

※()内は、1ヶ月間の利用者数

第2章 地域生活支援の充実のために

平成23年度までの各サービス見込み量を、第一期計画期間中の実績を踏まえ、次のとおりとします。

各年度の地域生活支援事業の見込み量		(・・・本編26ページ)		
		(年間)		
サービス内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
相談支援事業 (障害に応じ、自立した日常生活や社会生活ができるよう、相談に応じ必要な情報提供などを行います。)	8事業所	8事業所	8事業所	
コミュニケーション支援事業 (聴覚、言語機能、音声機能その他の障害があり、日常生活や社会生活で意思の疎通に問題がある場合に、手話通訳者等の派遣を行います。)	927人	1,024人	1,132人	
手話通訳者設置事業 (公的機関に手話通訳者を設置して事務手続き等の支援を行います。)	1人	1人	1人	
日常生活用具給付等事業 (重度の身体障害、知的障害、精神障害があり自立した日常生活や社会生活をするため日常生活用具が必要とする場合、一定の日常生活用具の支給又は貸し出しを行います。)				
介護・訓練支援用具 (特殊寝台等)	32件	32件	32件	
自立生活支援用具 (火災警報器等)	100件	100件	100件	
在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器等)	86件	86件	86件	
情報・意思疎通支援用具 (視覚障害者用拡大読書器等)	102件	102件	102件	
排せつ管理支援用具 (ストーマ装具)	1,200件	1,250件	1,300件	
在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	18件	18件	18件	
移動支援事業 (屋外での移動が困難な人に、自立した日常生活や社会生活又は社会参加のため外出時の介助などの支援を行います。)	31,754時間	34,826時間	37,927時間	

※時間：年間に必要とされるサービス提供時間

(年間)

サービス内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター 〔地域での自立した日常生活や社会生活のため、機能訓練、生活訓練、社会適応訓練や入浴サービスなどの生活支援、相談支援を行います。〕			
Ⅰ型(相談支援等)	6事業所 115人	6事業所 115人	6事業所 120人
Ⅱ型(旧デイサービス等)	1事業所 20人	1事業所 20人	2事業所 30人
Ⅲ型(旧小規模授産等)	5事業所 53人	5事業所 53人	10事業所 143人
在宅障害者タイムケア 〔自宅で介護を行う人が病気の場合などに、食事や排せつなどの生活介護を時間単位で行います。〕			
障害児自立サポート 〔障害児の自立を支援するため、食事や排せつなどの生活介護や自主性、社会性の向上のための支援などの外出支援のサービスを行います。〕	772人	811人	852人
訪問入浴サービス事業 〔重度の障害者や難病患者の身体の清潔や機能を維持するため、移動入浴車を使用して入浴サービスを行います。〕	20人	22人	24人
自動車運転免許取得費助成 〔身体障害のある人に対し、自動車運転免許取得に必要とする経費を一定の率で補助を行います。〕	3人	3人	3人
自動車改造助成 〔身体障害のある人に対し、自動車の改造に必要とする経費を一定の率で補助を行います。〕	20人	20人	20人

1 相談支援体制の整備

(1) 地域自立支援協議会の充実

長野市が以前から独自で障害者個々の状況を把握したうえでサービス利用計画書(ケアプラン)の作成と、事後評価(モニタリング)等により、障害者の年齢に応じた相談支援を行ってきた「長野市障害ふくしネット」を「地域自立支援協議会」と位置付け、ボランティアや市民団体の参加を求め、

- ① 人材育成や障害者理解などの事業の充実を図ります。
- ② 支援機関によるネットワークの一層の整備を行います。
- ③ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整を行います。
- ④ 地域の社会資源の開発、改善を行います。

(2) ケアマネジメントの充実

長野市が従来から独自事業として障害特性に配慮した障害者[※]ケアマネジメント手法を活用したケアプラン作成をすすめています。が、[※]ケアプランナー等の資質向上のための人材育成などを図り、障害者等の相談事業の充実に努めます。

2 就労支援の強化

就労支援に関しては、企業や教育などの各種関係機関との情報交換が常にできる体制整備、連携強化に努め、福祉就労や一般企業就労など就労の拡大や経済的自立が図れるよう支援策を進めます。

なお、地方自治法施行令の改正により、随意契約が可能な場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約を追加したことから、官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大に努めます。

3 訪問系サービス

現状のサービス水準の維持に留まらず、障害者等の多様な要望やますます進む高齢社会等の社会状況に的確に対応できる質の高いサービスを提供するため、障害者へのサービス提供等障害福祉に携わる者の研修など人材の育成に一層努めます。

4 日中活動系サービス

新たに障害福祉サービスの提供に参画を希望する者などに対しても、県と広域的な調整を図るなかで、複数の障害福祉サービスを提供できる多機能型等の福祉施設の整備を促進し、見込量の確保に努めます。

[※]ケアマネジメント：障害者個々の状況を把握し(アセスメント)、ケアプラン作成、事後評価を実施し、対象の障害者に最適なケアプランを作成する手法

[※]ケアプランナー：ケアプラン作成のための従事者。

5 居住系サービス

退院可能な精神障害者や社会福祉施設に入所している障害者の地域移行を進めるための条件整備として、グループホーム及びケアホームの整備促進と障害者への理解のための啓発に努めます。

6 相談支援

障害者自立支援法の下、障害福祉サービスを利用する障害者に継続的及び計画的にサービスを提供できるよう、これまで長野市が先駆的に行ってきたケアプラン作成事業をベースに相談事業者の充実に努めます。

7 地域生活支援

(1) 必須事業

- ・相談支援事業所を通して必要な情報提供や必要な援助などを行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう努めます。
- ・手話通訳者等派遣事業をより充実させるため通訳者等の人材養成を一層推進します。
- ・日常生活用具の給付・貸与することにより、日常生活、社会生活の便宜を図り、また、住宅の改修に必要な経費の一部又は全部を助成し障害者の自立に向け支援に努めます。
- ・日常生活、社会生活に必要とする屋外での移動に対して、個別支援、又は複数支援などの、利用しやすい制度整備を実施し地域での生活及び社会参加を促します。
- ・創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流の促進等を図るため、地域活動支援センターで柔軟な事業を実施し、障害者の地域での生活を支援します。

(2) 任意事業

- ・在宅障害者の近隣に在住する顔なじみの知人等もタイムケア介護者として取り扱うなど、在宅障害者タイムケア制度の充実に努めます。
- ・障害児自立サポート事業として、放課後や長期休暇、外出時及び夜間における緊急時にも対応し、食事、排せつ等の生活介護や社会に適應するための日常的な訓練等の支援及び外出支援のサービスの充実に努めます。
- ・移動入浴車による入浴介助のサービスについては、障害者及び世帯の状況等を把握し適正なサービス提供に努めます。